

平成 2 7 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率について

袖 ヶ 浦 市

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付け議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表することとなりました。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で、それぞれの比率に応じ「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階に区分されます。（の将来負担比率は、財政再生段階なし）

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し「健全」、「経営健全化」の2段階に区分されます。

1 健全化判断比率の状況

平成27年度決算に基づく健全化判断比率は、下表のとおり、いずれの指標についても健全段階となっています。

| 指標名 | 平成27年度算定結果 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | 実質赤字なし | 12.85% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | 連結実質赤字なし | 17.85% | 30.00% |
| 実質公債費比率 | 1.0% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | 5.6% | 350.0% | |

備考 算定結果が、早期健全化や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

(1) 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

(2) 財政再生基準とは

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

2 資金不足比率の状況

平成27年度決算に基づく資金不足比率は、下表のとおり、いずれの会計についても資金不足はなく健全段階となっています。

| 特別会計の名称 | 平成27年度算定結果 | 経営健全化基準 |
|--------------|------------|---------|
| 水道事業会計 | 資金不足なし | 20.0% |
| 農業集落排水事業特別会計 | 資金不足なし | 20.0% |
| 公共下水道事業特別会計 | 資金不足なし | 20.0% |

3 算定式

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計

(本市にはありませんが、公債管理特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計等が設置されている場合は含みます。)
標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \text{特定財源} - A}{\text{標準財政規模} - A}$$

(3か年平均)

A：元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

準元利償還金：～の合計額

満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - B}{\text{標準財政規模} - A}$$

A：元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
B：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額：～の合計額

一般会計等の年度末地方債現在高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
連結実質赤字額
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：～に充てることができる基金

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額：今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上，事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

4 対象の範囲

| | | | | | | |
|--------|--------------------|--|--------|----------|---------|--------|
| 一般会計 | | | | | | |
| 公営事業会計 | 国民健康保険特別会計 | | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | | | | | |
| | 介護保険特別会計 | | | | | |
| | 水道事業会計(法適用) | | | | | |
| | 農業集落排水事業特別会計(法非適用) | | | | | |
| | 公共下水道事業特別会計(法非適用) | | | | | |
| | | | | | | 資金不足比率 |
| 一部事務組合 | 君津都市広域市町村圏事務組合 | | | | | |
| | 君津中央病院企業団 | | | | | |
| | 君津広域水道企業団 | | | | | |
| | 千葉県市町村総合事務組合 | | | | | |
| | 千葉県後期高齢者医療広域連合 | | | | | |
| 地方公社等 | 袖ヶ浦市土地開発公社 | | | | | |